

養建仕第 49 号

養老町役場庁舎ほか25施設で使用する電力調達(長期継続契約) 仕様書

1. 対象施設

別紙1 調達施設一覧(高圧受電施設26施設)のとおり

2. 供給条件

- (1)電気方式 交流単相2線式または3相3線式
- (2)標準電圧 6,000 ボルト
- (3)標準周波数 60 ヘルツ
- (4)受電方式 1回線受電

3. 供給仕様

(1)供給電力の種類

供給先に対する供給電力のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給するものとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とする。また、その環境価値について、養老町に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

(2)契約方法

単価契約(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(3)予定総使用総電力量

4,135,657kWh/年

施設毎の内訳は別紙1 調達施設一覧(高圧受電施設26施設)のとおり

(4)調達期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日(1年間)

(5)予定契約電力

別紙1 調達施設一覧(高圧受電施設26施設)のとおり

(6)検針日及び検針方法

ア 各月の計量日は、毎月末日の24時とし、計量期間は各月1日の0時から計量日の24時までとし、計量は各施設の計量器により記録された値によるものとする。

イ 自動検針装置 有(財産については、養老町を接続供給区域とする一般送電事業者のものである。)

ウ 通信線設備を通じての自動検針とする。

エ アによりがたい場合は、契約の締結をしたのち、速やかに協議するものとする。

(7)電気料金の算定

ア 料金の算定は1月(前月の計量から当月の計量までの期間をいう。)の使用電力に基づき、次の計算方法で行う。

・電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

・基本料金＝基本料金単価×契約電力±力率割引・割増

・電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額

イ 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定方法については、養老町を接続供給区域とする一般送配電事業者に準ずる。

ウ その他加算及び割引が適用される場合は、それらを加味すること。

(8)請求方法

ア 請求額は各施設の基本料金、電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金に各々消費税を含んだ価格を表記し、施設毎の請求書を作成すること。

イ 上記アによりがたい場合は、各施設の基本料金、電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金に各々消費税を含んだ価格を表記のうえ、各施設の請求額を合算した金額での請求も可能とする。

ウ 受注者は、電気料金の検針日から 10 日までに請求するものとし、代表者の記名及び押印等を具備した請求書を、紙媒体による郵送またはインターネットにて養老町に請求するものとする。

エ 上記ウによりがたい場合は、契約の締結をしたのち、速やかに協議するものとする。

(9)その他

ア 力率は契約期間中 100%を保持する予定をしているため、力率割引を実施すること。

イ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様に定めのないその他の供給条件については、各施設のある地域を所管する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

ウ 契約期間中における予定使用電力量を契約年間電力量とし、年間の実績使用電力量が契約年間電力量に対し、一定の水準に達しない場合でも料金の追加請求は行わないこと。

エ 令和8年 10 月1日から養老町役場庁舎ほか25施設へ電力供給ができるよう、一般送配電事業者への接続申込み等一切の事務処理を行うこと。

オ 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその単数処理は次のとおりとする。

① 契約電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

② 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

③ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

④ 消費税及び地方消費税の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

カ 受注者は、電力供給終了後遅滞なく、供給電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料(任意様式可)を養老町に提出すること。(参照:別紙3)

4. 入札方法及び契約方法

- (1)電気料金総価(別紙2 施設別年間想定電気料金総括表)で入札に付する。ただし、契約については、単価(税込)により行うものとし、入札においては基本料金、月別の電力量料金などの単価を設定する。
- (2)施設別年間想定電気料金総括表(別紙2)については、入札書とホチキス留めをせずに同封し、提出すること。
- (3)入札書は、封筒に封印し提出すること。日付は作成日または開札日とする。
- (4)各施設の入札金額の算定は、必ず本町が指定する年間想定電気料金算定書(入札時は提出不要)を用いて算定すること。なお、入札書に記載する金額は施設別年間想定電気料金総括表(別紙2)の施設毎の電気料金総価を足し合わせた総合計金額とする。
なお、本入札では、消費税率は 10%で計算することとし、施設別年間想定電気料金総括表(別紙2)の合計は、税込金額(1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた額)の合計金額の 110 分の 100 に相当する金額とする。
- (5)入札金額に「燃料費調整額」及び「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を含めないものとする。
- (6)施設別年間想定電気料金総括表(別紙2)の総合計金額と入札書記載金額が一致しない場合は無効とする。
- (7)入札時の単価については、消費税及び地方消費税を加算した額とする。
- (8)契約書は落札者にて作成し、案を作成後、養老町の確認を受けること。

5. その他

この入札による契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の3に規定する長期継続契約とし、契約を締結した翌年度において、当該契約に係る本町の歳出予算の減額又は削除があった時は、当該契約を変更し、又は解除することがある。